【深沢議長】　　それでは、これより質疑、意見交換に入ります。どうぞ。手を挙げた人から指します。

【笹岡議員】　　何点か質問させていただきます。今回、この議会基本条例の素案の策定、本当に小まめに集まっていただきまして、全部は見に行けなかったのですけれども、大変な作業だったなと思っておりました。ありがとうございました。

　その上でちょっと質問させていただきたいのですが、そもそもこの議会基本条例の策定が議会改革の一連の流れだったと思いますけれども、この素案策定において、中のものも含め、議会改革の一つとなったなと思われるものというのは、具体的にどの辺なのかなというのを伺いたいと思います。

策定したことではなくて、どういったところが今後一層の議会改革の一助になるのかなというのを、感想でもいいですので、お伺いしたいと思います。

　もう１点目は、議会運営について、会派のことを伺いたいと思います。会派については、ちょっと着地していない部分もあると思うのですけれども、外で聞いている限りでは、個人的な意見では、会派をなくすというところまでは難しいかなと思っておりますが、やはり市民の方から信託を受けているのは会派ではないと思っていますので、議員一人一人だと思っておりますので、そこは例えば一人会派、８番の会派の部分の、素案の４項、「議会は、会派に属さない議員の意見が議会運営に反映できるよう配慮するものとする。」とあるのですけれども、ないよりはいいなと思うのですが、具体的にその議会改革としてはどういったことが今までより進んだのかというのがちょっとわかりにくかったので。

それとも会派に属さない議員の扱いについては今までと変わらないのか、そういったこともあれば伺いたいと思います。とりあえずこの２問です。

【落合議会運営委員長】　　非常に難しい問題で、議会改革がどう反映されているかというような趣旨でお伺いしたのですけれども、基本的には、後半部分については、これまでの議会運営をされてきたものが一定程度明文化されてきているのかなという、ある種そういった印象を受けておりますけれども、その中でも、例えば議会と行政との関係性、市民と議会との関係性、そういった部分が明確化されてきたことというのは、これまでの議会改革の流れの中でも一定程度議論の対象となっていたのかなと。

そういった部分は進んできたというか、明確化されてきたのかなという気はしております。

　あとは、後半のいわゆる議会運営に関することでも、今まで申し合わせとかそういったことで対応してきたものが、ここで明文化されることによって一定程度根拠ができる、そういったことでは議会改革とは少しニュアンスは違うかもしれませんけれども、一定の改革の結果として評価できるのではないかなというような印象は持っております。

　それと、後段の会派の部分ですけれども、これはさまざまな捉え方があると思うのですが、これまで会派を中心として議会運営がなされてきたというか、そういう経過があるのも事実でございますので、それを全てここでがらっと変えてしまうかどうかというのは、そこは大きな議論が必要だなと思っておりますけれども、まずその点が１つあるということ。

その中で、例えば会派に属さない議員の扱いをどうしてきたかというのは、その都度協議をしながらやってきたというのが実態ではなかったのかなと。ただ、ここでしっかり明文化をすることで、その辺の、いわゆる会派に属さない議員であってもしっかり意見等を表明できる、そういった場を担保するという１つの根拠にはなるのかな、そういう意味では、先ほど少し前進になったなという話もありましたけれども、そういった評価ができるかなというふうには考えております。何かほかの委員さんで補足があればお願いします。

【深沢議長】　　補足はありますか。

【川名議会運営委員】　　補足です。今、委員長が言ったとおりなのですけれども、今回の議会基本条例の基本というのは、この条例で新しく何かを改革するというのも１つなのですけれども、今までやってきた改革を明文化するというのが一つのテーマなのです。

市民から見て議会の運営がどうなっているかよくわからない、あるいは議会活動がよくわからないという声を皆さん恐らく聞いていると思うのですけれども、だったら具体的にどうやって運営しているのか、あるいはどうやって決めていくかということを条例にすることによって市民の方にわかってもらうというのが一つのテーマです。

ですので、これで改革が進むというわけではなくて、今やっていることを明文化する、わかってもらう、いわゆる見える化していくというのが一つの議会基本条例の今までの議論の流れになっています。それが改革かと言われると改革かもしれません。委員長もおっしゃっていましたけれども、申し合わせで結構我々いろいろ動いているのですけれども、それは議員にしかわからなくて、市民にはわからないと思います。それがここで条例になることによって、より伝わっていくのではないかというのが一つの目的になっていると思います。

　一人会派についても、現状でもいろいろ配慮はしていますけれども、その根拠となるものがないのです。それこそ申し合わせであったり、その都度代表者会議で協議しているというのがありますけれども、まず配慮をしようという基本的なことを条例に書くことによって、では具体的にはどうしようかという細部はこれから詰める、そのための根拠となる条例と考えていただければと思います。

【笹岡議員】　　ありがとうございます。今までなかったところをわかりやすく明文化するという意味では、そうなのだろうなと思ったのですけれども、傍聴していると、結構各会派が折り合いがつかないところがたくさんあるなというような印象だったのです。

やはりそれはしようがないだろうなと思ったのですけれども、そうすると、とりあえず全協でとか、市民の意見を聞いてとなったのですけれども、聞いている限りでは、きちんと折り合いがつくのかなといった部分がちょっともやっとしてわからなかったので、今、議会改革のことを聞かせていただきました。

　一人会派の扱いについては、この４項の「会派に属さない議員の意見が議会運営に反映できるよう配慮するものとする。」といったものが追加されたことというのは、確かに小さな一歩だと思いますけれども、やはり選挙で信託を受けたのは一人一人だと思いますので、その一人の言う権利、例えば予算・決算とか、そういったものも今のところは入っていないですよね。

そういったところもこの議会基本条例、せっかく条例をつくるわけですから、もっと議論があってもよかったのではないかなと思いました。

本来だったら一人一人の権利だと思いますので、会派に属さない議員もそういった議会運営、議会自体に、質問とかも含め、そういうところにきちんと市民の信託、負託を反映できるような議会を何とかつくっていかなければいけないと、そしてそれを、せっかくつくる議会基本条例になるべくどんどん反映してほしいなと意見をします。何かありましたらお願いします。

　もう１点は、この議論のまとめを見ながらでいいですか。議論のまとめの16ページの文書質問についてなのですが、**私はこの文書質問というのは必要だと思っています。**

この中のいろいろ議論があった中にもありますが、ただ、乱発は避けるべきだと思いますけれども、やはり今後介護とか子育てといったことに携わる人たちも出てくると思います。

今のところ、出産する人とかはいないですけれども、やはりもし出産する人が今後来るのだったらば、その産休中、育休中、育休はないかもしれないですが、**産休中にもし一般質問をしたいと思っている人がいたら文書質問できるような、その権利があるような仕組みづくりをしなければいけないと思っております**ので、今、市議会会則か何かに休む規定がありますよね。

議長に事由を説明するといったものだったと思いますけれども、私は出産の、育児とか育休とかそういったところで調べていただいたのですけれども、事由を出す、そして議長が承認するといったものだったと思うのですけれども、そういった形でもいいので、育児や介護とか事故とかけがとか、そういったものも、乱発しないような事由つきの仕組みづくりをしていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうかというところが１点です。では、まずそれでお願いします。

【落合議会運営委員長】　　まず、会派の部分については、御意見としても非常によくわかりますし、他の自治体でも一人会派というか、そういうものを認めているところも多いと認識しているところです。

決してその辺の流れを否定するつもりもさらさらないので、この辺をどう扱っていくかというのは、今回の議論の中では条例文というようなところをメーンに置いておりましたので、その辺を阻害しないような形で今回まとめてきたという経過はあるのですけれども、これはより多くの議論をしていかなければいけないのかなというふうに思っています。

　それと、会派の議論のときの論点ということで、現状の武蔵野市議会における会派が基礎となって決定される事項ということで12項目挙げているのですけれども、これら一つ一つも、それぞれまたどういう対応をしていくのかといったところも必要になってくるのかなというふうに思っております。

特に事務的な、例えば議席の指定とかといったことについては一定程度合意はとれるのかもしれませんけれども、特に委員会の割り当て、委員数の決定であるとか、そういうところについてもありますし、あと、予算・決算に対する出席議員、他の自治体は全員でやるというところもありますので、そういったところも大いに参考にしなければいけないとは思っていますけれども、現状、会派ということで議員の割り振りであるとかそういったことの根拠になっておりますので、この辺も今後の議論の中でしっかり整理をしなければいけないのかなというふうに思っております。

　それから、文書質問のほうも、これも国会とかそういうところで質問趣意書等を提出してというようなやり方も現実あって、その中で議論になっていたのが、武蔵野市議会でいわゆる質問する場が制限されるということは基本的にはないだろうというようなことがあって、現状では文書質問の必要性というのはどうなのかという、そういったこともありました。

ただ、今、議員おっしゃったとおり、いわゆる出産等で出席ができない、そういった場で質問の機会をどう担保するかというのは、これも一つの視点なのかもしれませんし、これはもしかしたら今後の議論の中でまた進めていく、見直し等が必要になった場合に、それらを認めていくようなことも一つの進め方としてはあり得るのかなという、そんな認識をしております。

【深沢議長】　　ほかに補足があれば。

【川名議会運営委員】　　補足ですが、予算・決算に一人会派の人も一緒に質問できるようにというのは、実は今の議運ではなくて、その前の議会改革でこれまで何回か議論が続いているのです。

その中で一番最大の課題は、あそこの委員会室に全員が入ったら、今度は執行部側の答弁者が入り切れないという物理的な問題があるのです。

それがあってなかなかできないという課題が一つ大きな点であります。全員でやるというのは、今の長期計画の最初の策定のときに実は全員でやったこともあるのですけれども、ちょっと時間的になかなかきついのではないかという課題もあって、次はどうなるかという課題が今先送りになっていると。

今回の基本条例では特に一人会派の人が予算・決算に入るという議論はしていませんが、これまでにもずっと議論を続けてきているということだけは御承知おきをいただきたいと思います。１つは物理的な課題と、もう一つは、補正予算等々で分割付託していいのかいけないのか、本来だったらそれはまずいだろうということがあるのですけれども、それをどうにかしなくてはいけないという技術的課題は共通しているところになるかと思います。ただ、これは基本条例ではなくて実際の議会運営で対応できるものですから、今回の基本条例の議論とは切り離してという状況になっています。

【下田議会運営委員】　　文書質問について、ちょっと答弁させていただきますと、むさしの志民会議がこの文書質問を提案させていただいたのですが、立川市議会ですと要綱というのをつくっているのです。

それで、１人１回、会議中以外のときにというふうに要綱をつくって、乱発するとかそういったことは要綱どおりであればないということです。そしてやはりメリット的には公文書となり、最初に文書質問をして、その後にその質問をさらに一般質問で膨らませるというふうなメリットもあるようです。

そしてあと、文書質問できるという部分で、執行部との緊張感が保てるというような部分で非常にメリットが多いと。デメリット的には、やはり執行部側にも気を使わなくてはいけなかったりですとか、さまざまな弊害があるとは思うのですけれども、いろいろとメリットもあり、そして公文書として残るというような部分で、いろいろな部分で議論が深まるというメリットもあるようなので、ぜひともきょうのこの全協でさまざまな意見を言っていただければなと思います。

　以上です。

【笹岡議員】　　ありがとうございます。**文書質問に関しては、私のイメージは立川のとはちょっと違うのですけれども、もっといろいろな議員の人が入ってこられるような議会にしたいなと思っております。**

現に、出産したい人とか、あと急なことで介護が必要になったとか、そういった人が一般質問を、例えば私の議員仲間でも１人、子どもが死んでしまったことがあったのですけれども、やはり一般質問、そのままやっていました。

そういうのを見てみると、これからそういった議員の質問する権利として、社会的にも認められるような何かの事由があった場合は、やはり何かしらの発言とか質問をするところをつくってほしいなと思っております。

今の通常運転をしている議員がプラスアルファで文書質問というのは、ちょっと武蔵野にはそぐわないかなと。

何か大きな議論があったときに、それを反対するところが文書質問を会派でするとか、そんなこともあるかもしれないですし、そういったことよりは、さまざまな人が、例えば先ほど申しましたのは、事故とか出産とか介護とかがあった場合に、したいけれどもできなかったというところをフォローできるような仕組みにしてほしいと思います。

　次に反問権については、反問権を記載することに関しては賛成です。

一般的な社会から考えても、やはりディベートとかプレゼンにおいてその提案されたほうが質問できないというのは、ちょっと健全ではないのではないかと思いますので、こういったことを書き込むことはいいと思います。

　最後に、今後のことなのですけれども、私は入ったばかりのときに、託児つきの本会議の傍聴、託児ができるようにしたいと議運にもっていっていただいたのです。

でも、それは何か立ち消えていて、議会基本条例とかでもっとそういったことが進むのかなと思っていたら、それは今後の議論にみたいな感じになってしまうのです。

なので、この議会基本条例が、もし素案の案が取れたとき、今後のそういったこれからの議論であるとか、一人会派のこともこれからの議論だというときに、議運でまた条例を再設定というか、追加とか、条例文を変えるような取り組みがあるのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

【落合議会運営委員長】　　今の託児の部分については、確かに先送りという形に今なっているのですけれども、決して託児を否定するものでもなく、一つの大きな方向性というか確認としては、現在の議場の改修であるとか、いわゆる大規模改修をするときに合わせてやってはどうかというのは一つありました。

ただ、それまで待てるのかという部分もありますので、現状、この建物も30年そこそこなので、60年という話になれば、まだ20年、30年先という話になりますので、そこまで待てるかどうかという議論もありますけれども、この点についてはまたもう少し議論を深めなければいけないなというのがまず１つです。

　それから、最終的な進め方の部分については、一番最後のところに条例の見直しのところがありますので、その中での議論でもありましたけれども、定期的に検証していくというようなことであるとか、また、誰が提案して見直しをしていくのかといった議論もありましたけれども、そういった部分も含めて、これで決まったからずっとこれでいくということではなく、きちんとした形で、議論の場は議運になるのかどうか、それについてはまだ決定を見ませんけれども、いずれどこかの場できちんと議論して、修正を加えていくというような方向性は基本的に共有されているという認識でいます。

　あと反問権については、先ほどありましたけれども、ちょっと私のほうで聞き違えていたらあれですが、先ほど申し上げた反問権というのと反論権という部分があると思うのです。もしかしたら、その反論できるかどうかということであれば、そこはもう少し議論の余地があるのかなと。今回の議論の中では、例えば議員の質問に対して、いわゆるその質問の趣旨を逆に質問するといったような部分が、どちらかというと今回の素案の中でまとまったことであって、逆に、例えば議員の質問に対して、質問された側がその質問のいわゆる論点といったことではなしに、いわゆる反論するための質問、あなたの考えはおかしいとかということでの反論とはちょっとまた意味合いが違うのかなと、その辺は少し整理をして考えていかなければいけないのかなということが議論としてありましたので、その点については確認しておきたいと思います。

【西園寺議会運営委員】　　文書質問についてです。４月４日に、あちこちの近隣のまちの文書質問の実施状況一覧という資料をつくっていただいて議論をしたのですけれども、そのときの議論は、文書質問というのは議会の質問権を広げるものであるから、原則として反対という意見はなかったと思います。

けれども、実態として、調査していただきましたら、例えば多摩市も、実質実施状況はゼロであるとか、それから立川の場合、先ほど提案がありましたけれども、実際としては、どうしても文書質問でなければいけないという緊急性の有無というところが、やはり議長の判断があって、実質的にはほとんど使われていないというような状況という調査がありましたので、現時点においては、文書質問を今回入れるということには、特段積極的な意見がなかったということだと思います。

けれども、これから当然そういう必要性が出てきたり、文書質問でなければいけないという状況が出てくれば、将来の条例の見直しの中で出てくるのは、その点についてはどなたも反対はなかったのではないかなと思っています。

【山本ひとみ議会運営委員】　　同じ会派でちょっと引っかかっていたのですけれども、託児のことに関しては、この議会基本条例の議論とは別に進めてきました。それで、議場の改修とは別な形で、市役所の中のどこかを活用してやれないかということで、私も含めいろいろな議員が検討を進めている段階です。

まだどこでやるかということの全体的な議員での合意を見ていないという状況があります。ただ、この基本条例の制定によって、市民の議会への参加、傍聴する権利も含めて参加を容易にするということを後押しするものになって、子連れの方の傍聴の条件が整うことにもぜひプラスになればというふうに思っています。

【笹岡議員】　　ありがとうございます。託児のことはどうなったのだということではなくて、ひとみさんがおっしゃるように、もっと全般的に参加ができるような、それを後押しする条例だとおっしゃいましたけれども、もう半歩やっていただきたいなという部分はあります。

聞いていて、やはり各会派、反問権のこともそうでしたけれども、やはりどうしても譲れない部分というのがあって、着地ができないのだろうなというふうに思いながら聞いていたところもありますし、そういった、西園寺さんもおっしゃったように、これから必要になってくるのだったらというふうにおっしゃいますけれども、実際に、では出産をする予定の人が（議会に）入ってこられるかといったら、入ってこられないと現状では思います。

私はそう感じていますので、今後、そういった方々の市民が参加できるような、議員としてでも市民としてでも参加できるような議会基本条例をもう一歩、半歩進めていっていただきたいなと思います。

　以上です。